

憲 法

【平成23年】国立法科大学入試における女性優遇措置

- 平等権（14条1項）
 - ・積極的差別解消措置

【平成24年】最高裁判所裁判官に対する国民審査（79条4項）

- 国民審査制度の法的性質（最大判 S27.2.20・百II178）

【平成25年】世襲議員の立候補を制限する法律案

- 平等権（14条1項）
- 立候補の自由（15条1項）
 - ・三井美唄炭鉱労組事件（最大判 S45.12.4・百II144）

【平成26年】商店街の店舗に対して最寄りの商店会への加入を義務付ける自主条例

- 職業の自由（22条1項）
 - ・規制目的二分論の有効性
 - ・薬事法事件（最大判 S50.4.30）
- 消極的結社の自由（21条1項）

【平成27年】違憲審査権

- 内閣
 - ・条約と憲法の優劣
 - ・条約も違憲審査の対象になるか
- 司法権
 - ・統治行為論（苫米地事件・最大判 S35.6.8・百II190、砂川事件・最大判 S34.12.16・百II163）
- 違憲審査権
 - ・違憲審査権の憲法上の根拠（刑訴法応急措置法事件・最大判 S23.7.8）

【平成28年】補助金交付の要件として誓約書提出を義務付ける要綱

- 消極的表現の自由（21条1項）
- 結社としての活動の自由（21条1項）

【平成29年】補償規定なく農作物の廃棄命令を定める自主条例

- 財産権（29条1項）
 - ・森林法共有林事件（最大判 S62.4.22・百I96）
 - ・証券取引法事件（最大判 H14.2.13・百I97）
- 損失補償（29条3項）
 - ・特別の犠牲
 - ・直接請求権（河川附近地制限令事件・最大判 S43.11.27・百I102）

【平成30年】地方議会における懲罰

○思想・良心の自由（19条）

- ・謝罪広告強制事件（最大判 S31.7.4・百 I 33）

○表現の自由（21条1項）

- ・地方議員としての活動
- ・「夕刊和歌山時事」事件（最大判 S44.6.25・百 I 64）

○司法権

- ・「法律上の争訟」（最判 S29.2.11、最判 S41.2.8）
- ・団体の内部問題に対する司法審査の可否・限界（地方議会議員出席停止事件・最大判 R2.11.25）

【令和1年】市立中学校における信仰を理由とする水泳授業の免除の可否

○外国人の人権享有主体性

- ・マクリーン事件（最大判 S53.10.4・百 I 1）

○信教の自由（20条1項前段）

- ・エホバの証人剣道実技受講拒否事件（最判 H12.2.29・百 I 23）

○政教分離の原則（20条1項後段等）

- ・目的効果基準（津地鎮祭事件・最大判 S52.7.13・百 I 42）

【令和2年】犯罪被疑者等に対する取材活動の制限

○取材の自由（21条1項）

- ・博多駅事件（最大決 S44.11.26・百 I 73）

【令和3年】特別規制区域における広告物掲示の禁止・印刷物配布の禁止

○表現の自由（21条1項）

- ・広告物掲示（大分県屋外広告物条例事件・最判 S62.3.3・百 I 61）
- ・印刷物配付（吉祥寺駅構内ビラ配布事件・最判 S59.12.18・百 I 62）
- ・パブリック・フォーラムの理論（上記各事件の補足意見）

○明確性の原則

- ・明確性の原則（徳島市公安条例事件・最大判 S50.9.10・百 I 83）
- ・合憲限定解釈による不明確性の払拭（税関検査事件・最大判 S59.12.12・百 I 69）

【令和4年】私鉄の労働者の争議行為等の禁止

○労働基本権（28条）

- ・全逋東京中郵事件（最大判 S41.10.26・百 II 139）
- ・都教組事件（最大判 S44.4.2・百 II 140）
- ・全農林警職法事件（最大判 S48.4.25・百 II 141）
- ・全逋名古屋中郵事件（最大判 S52.5.4・百 II 142）

○合憲限定解釈

- ・合憲限定解釈の要件（税関検査事件・最大判 S59.12.12・百 I 69）

【令和5年】フリージャーナリストによる取材源についての証言拒絶

○取材の自由（21条1項）

- ・博多駅事件（最大決 S44.11.26・百 I 73）
- ・NHK 記者証言拒絶事件（最決 H18.10.3・百 I 71）
- ・外務省秘密漏洩事件（最決 S53.5.31・百 I 75）

【令和6年】実質的な強制加入団体である町内会において神社の祭事挙行のための費用を同町内会の予算から支出し、そのために町内会費 8000 円を一律に徴収すること

○団体の構成員の信教の自由と協力義務の限界

- ・南九州税理士会事件（最判 H8.3.19・百 I 36）
- ・国労広島地本事件（最判 S50.11.28・百 II 145）

○私人間効力

- ・三菱樹脂事件（最大判 S48.12.12・百 I 9）